

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査（産業環境局）、財政援助団体監査（西宮市民生委員・児童委員会）、出資団体監査（公益財団法人西宮市国際交流協会）及び指定管理者監査（共同事業体パークマネジメント鳴尾浜）の結果報告に対して、西宮市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第12項の規定により公表します。

平成27年7月8日

西宮市監査委員	亀井 健
同	鈴木 雅一
同	河崎 はじめ
同	杉山 たかのり

付 記

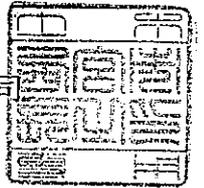
措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
産業環境局	平成26年11月20日	平成26年11月21日	平成27年5月21日
西宮市民生委員 ・児童委員会	平成26年11月20日	平成26年11月21日	平成27年5月29日
公益財団法人 西宮市国際交流協会	平成26年11月20日	平成26年11月21日	平成27年5月20日
共同事業体パーク マネジメント鳴尾浜	平成26年11月20日	平成26年11月21日	平成27年5月1日
措置の内容	別紙のとおり		



西公園発第4号
平成27年4月30日

西宮市監査委員 亀井 健 様
同 鈴木 雅一 様
同 ざこ 宏一 様
同 八木 米太郎 様

西宮市長 今村 岳 司



監査結果報告に係る措置の状況について (通知)

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|------------------------------------|
| 1 措置を講じた部局 | 土木局 |
| 2 監査結果報告名 | 指定管理者監査結果報告
(共同事業体パークマネジメント鳴尾浜) |
| 3 監査結果提出日 | 平成26年11月20日報告監第16号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

指定管理者監査報告書に記載の指摘及び改善要望事項
(平成 26 年 11 月 20 日付報告監第 16 号)

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-5 頁

5 所管部局での業務実施状況

利用者アンケートの結果については、事業報告書に含まれるべきものですが、期限後に提出されています。また、アンケートの設置場所や回答数が十分とは言えません。今後、適正な事業報告書を期限内に提出するように指導するとともに、指定管理者と協議を行い、利用者の幅広い意見を取り入れることができるように努めてください。

(講じた措置)

利用者アンケート結果については、事業報告書とともに提出されるよう改善いたしました。また、アンケートの設置場所については、グリーンプラザに加え、海づり広場など設置箇所数を増設するとともに、芝生広場等のイベント時にもアンケート記入をお願いすることにより、回答数の増に努め、利用者の幅広い意見を収集するよう改善いたしました。

今後は、アンケート結果を分析し、利用者ニーズに対応した施設運営に取り組んでまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-5 頁

5 所管部局での業務実施状況

モニタリングについては、指定管理者モニタリングマニュアルに基づきチェックシートを作成し、現地調査を行うなど、日報等の保管状況や緊急マニュアルの周知状況など多項目の履行状況の確認を行っていますが、再委託している業務に係る仕様書や再委託先からの業務報告書を点検していません。今後、点検項目を精査し、施設の管理基準が満たされているかの確認、評価するよう努めてください。

(講じた措置)

再委託の点検については、特に公園利用者の安全性に関わる点を重点的に業務仕様書及び業務報告書をモニタリング事項として追加いたしました。モニタリングにおいては、現地調査も含め、引続き施設の管理基準が満たされているか確認、評価するよう努めてまいります。

(指摘及び改善要望)

監査報告書 16-6 頁

5 所管部局での業務実施状況

業務の再委託については、基本協定書第 6 条第 2 項で市の承認を得て行うことができると規定されていますが、事後報告となっています。事前に申請するよう指導し、契約内容を確認した上で文書による承認を行ってください。自主事業の承認についても、口頭での承認となっていますが、文書による承認を行ってください。

(講じた措置)

業務の再委託については、専門的業務若しくは効率性から妥当と思われるものについて、承認することとしています。再委託する場合及び自主事業については、文書にて事前に申請し、市の承認に関する回答も文書にて行うよう改善いたしました。

5 所管部局での業務実施状況

修繕費の費用負担などで協定書等と実際の業務に乖離している点が見られます。協定書等の修正も含め、実態に応じた見直しを検討してください。やむを得ず協定書等と異なった取扱いを行うときは、協議過程が明確になるように記録を残してください。

(講じた措置)

修繕費の費用負担については、年度協定の見直しを行うとともに、やむを得ず協定書等と異なる取扱いとなった場合は、協議過程を記録するよう改善を図りました。

7 むすび

鳴尾浜臨海公園南地区は、フラワーガーデンを中心とした「花と緑と小川のゾーン」と「海の見える丘ゾーン」に分かれており、「海の見える丘ゾーン」には約4,500㎡の芝生広場や家族で楽しめる海づくり広場があります。海づくり広場では、週末に子供サビキ釣り大会など様々なイベントを実施しており、前年度に比べて利用者が増加しています。今後とも民間の持つノウハウを活用し、利用者サービスの向上に努めてください。

(講じた措置)

海づくり広場については、利用者ニーズを把握し、更なるサービスの向上並びに利用者の増加を図ってまいります。

7 むすび

芝生広場では、25年11月には復興支援を行っている宮城県女川町のさんま収穫祭が開催され、26年度には「芝ふえす」などのイベントが開催される予定ですが、活用拡大の取組みをさらに進めてください。

(講じた措置)

芝生広場については、平成26年度に「芝ふえす」を開催し、2,200名を超える参加者数がありました。また、バーベキューイベント、ペットに関する啓発イベント、市商業振興補助事業である「西宮ワールドグルメツアー&青空市場」を開催するなど、活用拡大の取組みを進めています。引続き、施設広報並びに市の事業及び民間でのイベントの誘致などに積極的に取組み、施設の有効活用を図ってまいります。

7 むすび

今後とも、市は、適切なモニタリングにより業務の履行状況を的確に把握し、課題の抽出等を行うとともに、指定管理者に対して地域団体やボランティア、リゾ鳴尾浜等との連携を深め、より効果的、効率的な運用ができるよう指導・助言を行ってください。

また、パークマネジメント鳴尾浜は、市と連携・協働してサービスや利用者数の向上に努めてください。

(講じた措置)

適切なモニタリングの実施により、業務の履行状況確認及び課題の抽出等を行い、指定管理者と連携しながら、効率的、効果的な運用に努めてまいります。

また、地域団体との連携については、地域活動拠点でのクリスマスイベントでのクリスマスツリーの出張展示を行うなど、地域団体やボランティアなどとの連携を進め、また、リゾ鳴尾浜との連携については、芝生広場でのイベントにおいて、イベント利用者へリゾ鳴尾浜の入館割引券を配布し、リゾ鳴尾浜への入館を促すなど、相乗効果が図れるよう取組みを進めています。

今後は、市、指定管理者、地域団体等、リゾ鳴尾浜と互いに連携しながら、利用者サービスや利用者数の向上に努めてまいります。